

公立大学法人名桜大学

年 度 計 画

【平成 30 年 4 月から平成 31 年 3 月】

平成 30 年 4 月 1 日

公立大学法人名桜大学

目 次

I	教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置	
1	教育に関する目標を達成するための措置	
(1)	教育の内容及び成果に関する目標を達成するための措置	1
(2)	学生の受け入れに関する目標を達成するための措置	6
(3)	教育の実施体制に関する目標を達成するための措置	7
(4)	学生支援に関する目標を達成するための措置	8
2	研究に関する目標を達成するための措置	9
3	地域貢献に関する目標を達成するための措置	12
4	国際化に関する目標を達成するための措置	14
II	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置	
1	運営体制の改善に関する目標を達成するための措置	15
2	業務運営等の見直しに関する目標を達成するための措置	15
3	人事の適正化に関する目標を達成するための措置	15
4	教職員の適正配置と資質向上に関する目標を達成するための措置	16
III	財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1	自己財源の確保及び経費の節減に関する目標を達成するための措置	17
2	資産活用に関する目標を達成するための措置	17
IV	自己点検、評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1	自己点検・評価システムに関する目標を達成するための措置	18
2	説明責任に関する目標を達成するための措置	18
V	その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置	
1	安全管理に関する目標を達成するための措置	19
2	施設及び整備に関する目標を達成するための措置	19
VI	予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画	20
VII	短期借入金の限度額	21
VIII	重要な財産を譲渡し、又は担保にしようとするときはその計画	21
IX	剰余金の使途	21
X	積立金の使途	21

中期計画 (平成 28 年度から平成 33 年度)		平成 30 年度計画
I. 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置		
1 教育に関する目標を達成するための措置		
(1) 教育の内容及び成果に関する目標を達成するための措置		
1	<p>国際社会で活躍できる人材を育成するためのディプロマポリシー（※¹）を明確化した上で、全学共通の学習成果ならびに学士課程別の学習成果（※²）に関する目標を設定する。</p> <p>全学共通の学習目標ならびに学士課程別の学習成果を達成するため、カリキュラムポリシー（※¹）を明確化した上で、地域資源（人、歴史、文化、自然、環太平洋地域のネットワーク等）を最大限活用すると同時に、国際基準の仕組みを導入し、体系的な教育課程を編成・実施する。</p>	<p>1. 学士課程別の学習成果に関する目標を設定する。</p> <p>2. 地域資源を最大限活用した授業を計画、実施する。</p> <p>3. 科目ナンバリングのルールを引き続き検討し、体系的な教育課程を編成・実施する。</p>
2	<p>主体的な学びを実現するために、シラバス（※³）を充実させ単位の実質化を図り、全授業におけるアクティブラーニング（※⁴）を推進する。</p>	<p>4. 新しいシラバス執筆ガイドラインに基づいて、シラバスを充実させる。</p> <p>5. 全授業におけるアクティブラーニングの実施率を評価し、改善計画を策定する。</p>
3	<p>アクティブラーニングの授業を推進するために、オフィスアワー（※⁵）および学習支援センター（※⁶）を活用し、授業に ICT（※⁷）を取り入れ、応答性の高い学習環境を構築する。</p>	<p>6. オフィスアワーの活用状況を引き続き把握した上で、学生が利用しやすいオフィスアワー制度を策定、実施し、評価する。</p> <p>7. 学習支援3センターと連携する授業をさらに増加させる。</p> <p>8. 授業への ICT 導入状況を引き続き把握した上で、授業担当者が利用しやすい ICT 活用策を検討する。</p>
4	<p>学生自らが提案した地域課題解決プロジェクトに対して支援を行う。</p>	<p>9. 学生対象の地域課題解決プロジェクト（学長裁量経費）の説明会を行い、申請率を高めるとともに、年度末に最終報告会と申請説明会を同時に行う。</p>
5	<p>全学共通の学習成果ならびに学士課程別の学習目標の達成度を評価するための取り組みを実施する。</p> <p>（1）全学で卒業論文の必修化を進め、共通の卒業論文評価基準（ルーブリック）（※⁸）を作成した上で卒業修了時の学習成果の評価を行う。</p> <p>（2）英語を中心とした外国語教育の成果を評価するため、各専攻・学科で求められる外国語能力の目標を定め、卒業時の達成度を評価する。</p>	<p>10. 共通の卒業論文評価基準（ルーブリック）を作成する。</p> <p>11. 卒業論文評価基準を用い、卒業修了時の学習成果の評価を行う。</p> <p>12. 学士課程別の学習目標の達成度、外国語教育の成果を評価するための取り組みを実施する。</p> <p>13. 英語を中心とした外国語教育の2年次修了時の達成度を評価する。</p> <p>14. 全学で卒業論文のタイトルと Abstract（要旨）を英語で記述させる。</p>

6	学生自ら学習計画が立てられるよう履修モデル及び履修制度、履修支援体制を見直し、アカデミック・アドバイザー制度 ^(※9) およびピア・アドバイザー制度 ^(※10) を整備する。	15. 履修モデル及び履修制度、履修支援体制を見直す。 16. 年度の早い段階で、アカデミック・アドバイザー制度およびピア・アドバイザー制度を明文化し、平成31年度の履修ガイドに明記する。
7	教職員・先輩学生への教育・研修プログラムを充実させ、学生の居場所づくりや人間関係づくりを行うピアサポートプログラム ^(※11) 、ならびに基礎学力に困難を抱える学生を対象とした学習支援を行うピアラーニングプログラム ^(※12) を推進する。	17. 学生の居場所づくりや人間関係づくりを行うピアサポートプログラムを推進する。 18. 基礎学力に困難を抱える学生を対象とした学習支援を行うピアラーニングプログラムを推進する。
8	地域ニーズの高い観光客などの訪日外国人に対応できる人材を育成するため、外国語力を強化し、専攻・学科を横断した特別カリキュラムを構築、運用する。	19. 観光客などの訪日外国人に対応できる人材を育成するため、専攻・学科を横断した特別カリキュラムを構築、運用する。
9	全学共通の学習目標を達成するために、全ての卒業生のライティング力、英語を中心とした外国語教育、数理的能力、ICT活用力を保証するとともに、教養教育、学習支援、専門教育、大学院教育の有機的連携を実現する教育宣言「名桜大学型リベラルアーツ教育」 ^(※13) を策定、公表し、実践を図る。	20. 教育宣言「名桜大学型リベラルアーツ教育」を策定し、公表する。
10	高度な専門知識や技術を有する職業人を育成するために、ディプロマポリシーを明確化した上で、修士課程別の学習成果に関する目標を設定する。	中期計画達成済み。
11	修士課程別の学習目標を達成するため、カリキュラムポリシーを明確にした上で、効果的に教育を行える体系的な教育課程を編成・実施する。	21. カリキュラムポリシーに従い、効果的に教育を行える体系的な教育課程を編成・実施する。
12	修士論文の評価基準（ループリック）を作成し、修了時の学習成果の達成度を評価する。	22. 修了時の学習成果の達成度を評価する。

■中期計画において達成すべき数値目標等

【数値目標等】

1. シラバス（授業計画）を充実させ提出・・・100%（平成28年度）
2. 全授業におけるアクティブラーニング実施率・・・100%（平成30年度）
3. オフィスアワーズの活用・・・70%以上（平成28年度）
4. 実用英語検定2級以上達成率（2年次修了までに）・・・50%（平成31年度）
5. 卒業論文のタイトルとAbstract（要旨）を英語で記述する・・・100%（平成30年度）
6. 学習支援3センター（LLC、MSLC、MWC）の学生利用率・・・100%（平成33年度）
7. 授業へのICT導入率・・・60%（平成30年度までに）以降90%（平成33年度）

- ・予習教材・復習教材をネット上にアップロードし、学生に自由に閲覧できるようにする。
- ・質問を、IT をつかって受け付ける。
- ・レポートの添削などを IT をつかって行う。
- ・遠隔地の専門家と IT をつかって交流する。

8. 地域課題解決プロジェクト（学長特別政策経費）毎年度50件の申請を目指す。（平成29年度）
9. 卒業論文必修化（平成27年度→約85%）・・・100%（平成33年度）
10. アカデミックアドバイザー制度及びピア・アドバイザー制度の実施及び充実・・・100%（平成30年度）
11. 卒業論文評価基準および修士論文評価基準（ルーブリック）を実施する。（平成29年度）
12. 「名桜大学型リベラルアーツ教育」を策定する。（平成28年度）
13. 3年任期外国語教員を採用する。（平成28年度）

【pp. 1～3の用語解説】

※1 ディプロマポリシー／カリキュラムポリシー：

【学位授与の方針，教育課程編成・実施の方針】

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に加えて、将来像答申が新たに提唱した「教育の実施や卒業認定・学位授与に関する基本的な方針（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー）」に対応するもの。入学者受入れの方針と異なり、モデルとなる具体例や典型的な形態が存するものではない。将来像答申は、組織的な取組の強化が大きな課題となっている我が国の大学の現状を踏まえ、各機関の個性・特色の根幹をなすものとして、3つの方針の重要性を指摘するとともに、「早急に取り組むべき重点施策」の中で、3つの方針の明確化を支援する必要性を強調している。

※2 学習成果（ラーニング・アウトカム）：

「学習成果」は、プログラムやコースなど、一定の学習期間終了時に、学習者が知り、理解し、行い、実演できることを期待される内容を言明したもの。「学習成果」は、多くの場合、学習者が獲得すべき知識、スキル、態度などとして示される。また、それぞれの学習成果は、具体的で、一定の期間内で達成可能であり、学習者にとって意味のある内容で、測定や評価が可能なものではない。学習成果を中心に教育プログラムを構築することにより、次のような効果が期待される。

- ・従来の教員中心のアプローチから、学生（学習者）中心のアプローチへと転換できること。
- ・学生にとっては、到達目標が明確で学習への動機付けが高まること。
- ・プログラムレベルでの学習成果の達成には、カリキュラム・マップの作成が不可欠となり、そのため、教員同士のコミュニケーションと教育への組織的取組が促進されること・「学習成果」の評価（アセスメント）と結果の公表を通じて、大学のアカウンタビリティが高まること。

※3 シラバス：

各授業科目の詳細な授業計画。一般に、大学の授業名、担当教員名、講義目的、各回の授業内容、成績評価方法・基準、準備学習等についての具体的な指示、教科書・参考文献、履修条件等が記されており、学生が書く授業科目の準備学習等を進めるための基本となるもの。また、学生が講義の履修を決める際の資料になるとともに、教員相互の授業内容の調整、学生による授業評価等にも使われる。

※4 アクティブラーニング：

伝統的な教員による一方向的な講義形式の教育とは異なり、学習者の能動的な学習への参加を取り入れた教授・学習法の総称。学習者が能動的に学ぶことによって、後で学んだ情報を思い出しやすい、あるいは異なる文脈でもその情報を使いこなしやすいという理由から用いられる教授法。発見学習、問題解決学習、経験学習、調査学習などが含まれるが、教室内でのグループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワークなどを行うことでも取り入れられる。

※5 オフィスアワー：

学生からの授業科目等に関する質問や学生生活上の相談等に応じるための時間枠として、教員があらかじめ示した特定の時間帯のこと。その時間帯であれば、学生は基本的には予約なしで研究室を訪問し、質問や相談を行うことができる。

※6 学習センター：

名桜大学に設置されている「言語学習センター（LLC）」、「数理学習センター（MSLC）」、「ライティングセンター（MWC）」を表す。

※7 ICT：

情報通信技術のことで、Information and Communications Technology の略。本学では、知識やデータといった情報（Information）を適切に他者に伝達（Communication）する技術（Technology）を、各専門分野を通して

総合的に理解し、社会生活で活用できる能力を養成する。

※8 ルーブリック：

米国で開発された学修評価の基準の作成方法であり、評価水準である「尺度」と、尺度を満たした場合の「特徴の記述」で構成される。記述により達成水準等が明確化されることにより、他の手段では困難な、パフォーマンス等の定性的な評価に向くとされ、評価者・被評価者の認識の共有、複数の評価者による評価の標準化等のメリットがある。

コースや授業科目、課題（レポート）などの単位で設定することができる。国内においても、個別の授業科目における成績評価等で活用されているが、それに留まらず組織や機関のパフォーマンスを評価する手段とするともでき、米国 AAC&U（Association of American Colleges & Universities）では複数機関間で共通に活用することが可能な指標の開発が進められている。

※9 アカデミック・アドバイザー制度：

専任教員がアカデミック・アドバイザーとして学生一人一人を担当し、学生の成績（GPA）や履修状況等を考慮しながら、履修相談や学生指導を行う制度。アカデミック・アドバイザーが入学時から卒業時まで継続的に指導する体制をとることで学生の学修指導に責任を持ち、また、きめ細やかな学生のサポートの実現が期待される。

※10 ピア・アドバイザー制度：

先輩として自らの経験を踏まえて、アカデミックアドバイザーとともに学生の履修相談や学修相談、学生生活相談に対応する学生をいいます。

※11 ピアサポート：

同じ立場のもの同士の支え合い。ピア（peer）は同僚、仲間を意味する。大学では上級生が下級生に対してアドバイスするなど、学生同士の支え合いのこと。

※12 ピアラーニング：

仲間同士で小グループを作り、互いの知識や情報をもとに、協力しあって問題解決をしていく学習活動を意味します。

※13 リベラルアーツ：

アメリカの大学で確立した概念で、自由人に相応しい、特定の職業のためではない、一般的な知力を開発する学芸を意味し、言語・数学系の諸科と人文科学、社会科学、自然科学の諸学芸を指す。これらの諸科は学芸（文芸）科学学部（faculty of arts (letter) and sciences）等を構成し、古典的な神・法・医及び近代的な工、農、経営、教育等の専門職学部（professional schools）における職業系諸科に対する。一部に、近代科学とその生み出す技術（science and technology）の知を別種のものとして、それらを除いた諸科をリベラル・アーツとみる向きもある。

なお、リベラル・アーツは教養と訳されるが、教養の英訳がカルチャーつまり文化一般であるのに対して、リベラル・アーツはディシプリン（方法）を持った諸科目であり、リベラルアーツ・カレッジにおいても、一般教育に加えリベラル・アーツ分野の専攻の学習が課されるのが通常である。

中期計画 (平成 28 年度から平成 33 年度)		平成 30 年度計画
(2) 学生の受け入れに関する目標を達成するための措置		
13	ディプロマポリシーならびにカリキュラムポリシーを踏まえてアドミッションポリシー ^(※1) を明確化する。	<u>中期計画達成済み。</u>
14	地域のニーズに留意しつつ、高大接続を実質化し、意欲のある多様な学生を受け入れる方法と体制を整備する。	<p>23. 沖縄県北部地域の高校教員（進路指導担当）と高大接続に関する勉強会を開き、高校教育と入試と大学教育の接続を具体的に学習するとともに、入学前学習プログラム、入学時一斉学力テスト、入学後の学習支援3センターの取り組みを連携させる。</p> <p>24. アドミッションポリシーの観点から、現在の入試方法を点検・評価し、新しい入試方法を策定、公表する。</p> <p>25. 外国人留学生の入学定員を充たすための広報を継続しつつ、アドミッションポリシー、海外短期留学生の受け入れ状況、留学生センター（施設）の利用状況等を踏まえ、外国人留学生の入学定員について見直しの検討を行う。</p> <p>26. 年度の早い時期に、沖縄県内の一般入試の出願者数を増やす具体的方策を立て、実行する。またアドミッションポリシーの観点から現状を評価し、次年度の改善策を立てる。</p>

■中期計画において達成すべき数値目標等

【数値目標等】

1. 外国人留学生の入学定員（15人×4年=60人）を充たす。（国際学群）
2. 入学定員100%の充足を維持する。
3. 沖縄県内の一般入試の出願率（平成28年度 27%）・・・40%（平成33年度）
4. 授業改革のFDを推進し、高大接続の実質化を図る。授業での実施率・・・70%（平成33年度）

【用語解説】

※1 アドミッションポリシー（入学者受入れ方針）:

「入学者受け入れ方針」は、各大学・学部等が、その教育理念や特色等を踏まえ、どのような教育活動を行い、また、どのような能力や適性等を有する学生を求めているのかなどの考え方をまとめたものであり、入学者の選抜方法や入試問題の出題内容等にはこの方針が反映されている。また、この方針は受験者が自らにふさわしい大学を主体的に選択する際の参考ともなる。

アメリカにおいては、高等学校の成績（GPA）の点数、高等学校で履修しておくべき科目・内容、SAT等の標準的な試験の点数などを具体的に示すことが一般的である。

本学は沖縄県北部地域と沖縄県の支援を得て創設され、その支援により今日に至っている。そのため本学は、同地域と沖縄県の発展と人材育成に貢献する使命を負うものである。同時に地方創生推進事業（COC+）の趣旨に沿い、地域が求める人材の養成に必要な教育内容を整備することが求められている。

中期計画 (平成 28 年度から平成 33 年度)		平成 30 年度計画
(3) 教育の実施体制に関する目標を達成するための措置		
15	学生や社会のニーズに留意しつつ、教育の計画、実施、評価、改善のサイクルを構築する組織や体制を整備する。	27. 教育の計画、実施、評価、改善のサイクルを構築する組織や体制を整備すると同時に、年度の早い時期に、3つのポリシー（AP、CP、DP）の履行状況を評価するために必要な「アセスメント・ポリシー」を策定した上で、公表する。
16	教員の教育研究活動を適切に評価できる仕組みを確立し、教員の能力開発（FD） ^(※1) を推進する。	28. 新たに作成した「教員活動における年度目標・自己点検評価シート」を試験的に実施し、教員の教育研究活動を適切に評価できる仕組みづくりを推進する。 29. 3つのポリシーの達成度を高めるために必要な教員の能力開発（FD）を推進する。
17	教育ならびに学習の情報基盤および支援体制の整備を行い、教授機能の充実や学生の自習環境を整備するとともに、学習成果を可視化する効率的な学習管理を実現する。	30. 学習成果可視化の観点から、現在の教育ならびに学習の情報基盤および支援体制の点検・評価を行うとともに、先進地事例の情報を収集する。また「アセスメント・ポリシー」の観点からも点検・評価を行う。 31. 学生の学習成果の可視化に必要な情報基盤の整備計画を立てる。
18	学内だけでなく地域や海外における教育学習活動を積極的に支援・コーディネートできる専門職員の育成を行う。	32. 地域や海外における教育学習活動を積極的に支援・コーディネートできる専門職員の育成を行う。
19	学生や社会のニーズに柔軟に応える教育研究を行うため、必要な教育研究組織を再編し整備する。	33. 引き続き、大学院（博士課程）の開設準備、教職課程の見直しを行う。学生や社会のニーズを把握した上で、必要に応じて教育研究組織の再編について検討を行う。

■中期計画において達成すべき数値目標等

【数値目標等】

1. 地域や海外における教育学習活動の支援・コーディネートする専門職員を配置する。（平成29年度）

【用語解説】

※1 FD（ファカルティ・ディベロップメント）：

教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取組の総称。その意味するところは極めて広範にわたるが、具体的な例としては、教員相互の授業参観の実施、授業方法についての研究会の開催、新任教員のための研修会の開催などを挙げることができる。

中期計画 (平成 28 年度から平成 33 年度)		平成 30 年度計画
(4) 学生支援に関する目標を達成するための措置		
20	全ての学生に対して充実し、かつ健全な学生生活を保証するため、教職員と学生が協働し、入学から卒業までの総合的な学生支援活動を強化する。	<p>34. 健康診断（受診率 100%）を活用した個別健康支援方を維持・発展させる。また、大学適応のためのピアサポートや、障がい学生支援、経済的困窮学生に対する給付型奨学金や授業料減免による経済的支援、後援会と連携した学生の課外活動に対する支援を推進することによって、入学から卒業までの総合的な学生支援活動を強化する。</p> <p>35. 単位の実質化、経済困窮学生に対する支援、外国人留学生や海外留学派遣に対する支援などの多角的な観点から、授業料減免制度および奨学金制度について見直しを検討する。</p>
21	全ての学生に対して、学生が希望する進路に進めるよう、教職員と学生が協働し、総合的なキャリア教育、 ^(※1) キャリア支援の体制を強化する。	36. 求職・進路指導カード（提出率 100%）を活用した個別就職相談と就職支援方を維持・発展させる。また、キャリア形成支援のためのピアサポートや各種資格・試験対策講座が円滑に実施できるよう他部局との調整を進めるとともに、障がい学生や外国人留学生の就職支援を学外機関と連携し推進することによって、総合的なキャリア教育、キャリア形成支援の体制を強化する。

■中期計画において達成すべき数値目標等

【数値目標等】

1. 就職内定率（平成 26 年度 82%）・・・90%以上（平成 29 年度）
2. 健康診断受診率・・・100%（平成 29 年度）

【用語解説】

※1 キャリア教育：

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。

（中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）」（平成 23 年 1 月 31 日）

中期計画 (平成 28 年度から平成 33 年度)		平成 30 年度計画
2 研究に関する目標を達成するための措置		
22	名桜大学の特色を生かした研究(観光、健康、経営情報、国際文化等)を明確にし、連携しつつ推進する。	37. 大学の特色を生かす研究(北部地区の自然環境を生かす研究、地域における教育・医療に関する研究、環太平洋地域に在住する沖縄県系ネットワークに関する研究等)を引き続き推進し、研究所における研究についてはプロジェクト型研究を中心とし、全学の研究活性化を図る。学長裁量経費による基盤形成事業として、「沖縄から/沖縄への人の移動に関する名桜大学基盤研究」により学際的研究を推進する。 また、大学紀要第 24 号および総合研究所紀要「総合研究」第 28 号における研究論文の投稿を推進していく。
23	地域の課題解決に向けた研究(健康、教育、地域創生等)を明確にし、推進する。	38. 地域のニーズにあった研究所指定課題を「特定研究」として、沖縄の貧困問題に取り組む。 また、学長裁量経費による地域貢献萌芽型研究プロジェクト研究を推進する。
24	国内外の協定大学との研究交流を推進する。	39. 海外の協定大学との研究者交流をより活発化するとともに、具体的な研究成果も提示できるよう、質の向上を図る。 40. 本学教員と国内協定校在籍教員間の共同研究を進めると共に、研究所などの附属施設間での共同研究への取り組みを進める。
25	研究支援体制を充実・強化するため、研究費助成、研究環境の整備、図書館サービスの向上を推進する。	41. 新規採用教員(採用歴 2 年以内)への研究助成を継続する。 42. サバティカル制度答申に関する課題について、企画戦略会議において見直しを行う。 43. 出版助成を継続する。 44. 平成 31 年度に増改築される図書館および研究棟における新たな研究スペース(研究者間、教員・学生間の交流の場)を勘案しつつ、学内でその確保が十分かどうかを検討する。 45. 蔵書の増加に対応した新たな学習環境の整備として図書館増改築事業を着工する。 46. 平成 29 年度にて把握した研究環境の課題について、企画戦略会議にて検討を行い改善に努める。

		<p>47. 教育・研究支援及び地域貢献に係る図書館サービスを向上させるため、新たな図書館システムを活用して利用者サービスを充実させる。</p> <p>48. 体系的な蔵書の収書の方針や、図書館の方針と増改築に向けた新たな図書館の構築について検討する。</p> <p>49. 学生・教職員・地域の方々が心地よく図書館サービスを利用できるように利用者の意見を取り入れ、組織・運営体制を整備する。</p> <p>50. 図書館利用状況の調査を行いつつ、ICカード学生証を活用した、より詳細な図書館利用状況を把握するための新システム導入に向けて検討する。</p>
26	<p>研究業績に加え、教育、地域貢献、大学運営への教員の業績を総合的に評価し、研究費の配分を行う。</p>	<p>51. 平成29年度で見直しを行った教員の研究及び業績等の評価の中の目標管理型自己点検評価シートについて、平成30年度から試験運用を開始する。</p> <p>52. 平成29年度で見直しを行った教員の採用・昇任規程に係る業績基準案について周知を行う。</p> <p>53. 研究助成費の適正な配分に関する規定案について、平成30年度の早い時期に見直し案を決定し、周知を行う。</p> <p>54. 全教員が年1件以上、関連学会で成果報告できるようにする。</p>
27	<p>研修会等の開催により、研究費・補助金の適正使用、研究倫理に関する教職員の意識を向上させる。</p>	<p>55. 研修会等の開催により、研究費・補助金の適正使用、研究倫理に関する教職員の意識を向上させる。</p>
28	<p>外部資金獲得を推進するための取り組みを強化する。</p>	<p>56. 公的研究費、民間助成、公募型研究助成等の外部資金情報を適切に提供し、外部資金獲得を支援する。</p>
29	<p>科研費の申請率を向上させる。 ※申請率 80%以上、採択率 30%以上</p>	<p>57. 科研費申請率・採択率の向上をはかるため、基礎的な研究、共同研究をすすめる。 <small>(◎総研、○会計課)</small></p> <p>58. 学内の研究助成(研究所：特定研究助成/プロジェクト研究/新規採用者助成/学長裁量：基盤形成事業/地域貢献研究萌芽的プロジェクト/科研費等獲得インセンティブ)を受けている全教員に科研費申請(代表者、分担者)を義務づける。</p>

		59. 科研費申請について、平成 31 年度採択者を（代表者、継続者含む）としての申請率が 80%以上になるようにする。かつ、採択率が向上する計画を策定し、推進する。
30	大学の特色を生かした研究、地域の課題解決に向けた研究、国内外の協定大学との研究交流を推進するため、全学の研究組織の体制を見直し、総合研究所を地域のシンクタンクとしても位置づける。	60. 地域との研究交流を推進するため地域連携機構を中心に総合研究所、企画戦略会議との連携を図り、学内の研究体制を整備する。
31	総合研究所を整備・再編する。	61. 総合研究所の再編を企画戦略会議及び地域連携機構と連携の基で全学で検討する。

■中期計画において達成すべき数値目標等

【数値目標】

1. 科研費の申請率・・・申請率 80%以上、採択率 30%以上（平成 30 年度）
2. 教育研究分野に関連する国際及び全国学会での発表（平成 27 年度 40%）・・・60%以上（平成 29 年度）
3. 教育研究分野に関連する国際及び全国学会への参加（平成 27 年度 60%）・・・100%（平成 29 年度）
4. 教育研究費学内助成金 40 万以上給付者の割合（平成 27 年度 40%）・・・100%（平成 33 年度）

中期計画 (平成 28 年度から平成 33 年度)		平成 30 年度計画
3 地域貢献に関する目標を達成するための措置		
32	地域のニーズ・課題を把握し、共同研究や受託研究を推進する体制を整備するとともに、地域貢献活動を推進する。	62. 大学に対するニーズ把握や地域の課題について、地域との共同研究・実践を推進できる体制を整備し、大学が進める地域支援活動を継続する。また、共同研究として弘前大学の COI プログラムに参画し、地域との連携を強化しながら、健康長寿の復活に向けた研究を推進する。
33	名桜大学と北部 12 市町村が連携し、地域の観光、医療や健康増進活動等に取り組む。	63. 地方公共団体、地域と連携し、課題解決に向け学内関係部署と連携し地域貢献を行う。例えば、北部広域市町村圏事務組合や 12 市町村等と連携し、国際コンソーシアム協定連携シンポジウム（仮）を開催し、沖縄県の健康長寿の復活に向けた地域貢献活動を推進する。 64. 大学の資源を活用した地域貢献活動（語学教育、観光、医療、スポーツ、健康増進活動等）を推進する。例えば、看護学科の地域ボランティア活動による健康づくりを基盤に、地域における包括的な健康づくりをめざした「沖縄ヤンバル版プロジェクト健診」の構築に向けた準備を行う。
34	北部 12 市町村と連携し、多様な学習機会を提供するとともに、大学のもつシーズを活用して、積極的に協働する。	65. 北部 12 市町村の職員研修等受託業務に本学の教員を講師として派遣する。 66. 大学の施設、設備（サクラウム、多目的ホール、生涯学習センター、体育館・グラウンド等）の効果的な利用推進のため学内規程を整備し、地域に開放し、地域との連携を図る。 67. シニアシティズン制度による社会人の生涯学習、さらなるリフレッシュ教育の推進を図る。そのために、北部 12 市町村と連携し幅広く広報を行い、正規科目の新規受講者及び前年度受講者の継続した受講を促進する。 68. 公開講座の開講、地域出前講座の充実および利用率の向上を図るための取り組みを実施する。 69. 英語と中国語の講座は継続し、韓国語講座の開設に向けて準備を進める。 70. 観光ガイド養成講座の開講に向けて、地域の情報収集を行い、学内教員との調整、開講に向けた準備をすすめる。

35	設立団体及び北部 12 市町村との連携により、児童・生徒の学習支援、教育文化の向上に資する支援を強化する。	71. 各市町村教育委員会・学校等と協働し、学習支援ボランティア活動等を継続・発展させ地域の教育文化向上に資する活動を推進する。 72. 北部教育職員養成講座と協働し、養成・採用の一体的な指導・支援体制の構築を図る。
36	地域貢献・連携活動への学生の参画、さらに大学の人材、施設、機材を活用した教育プログラムを開発し、稼働させる。	73. 指定した地域志向科目（全学共通、専門教育科目）を活用し、地域創生や地域振興に貢献できる人材育成教育プログラムを開発する。
37	大学のシーズと地域のニーズをマッチングさせるために、大学の地域貢献・連携活動を積極的に広報する。	74. 大学のシーズと地域のニーズをマッチングさせるために、大学の地域連携活動を積極的に推進する。そのために、企画広報課（広報室）と連携し、研究シーズ集をアップデートし、地域連携機構のホームページへ公開する。
38	琉球大学との連携事業である COC+（※1）を沖縄県、北部 12 市町村と連携し、地域への人材の定着に関する取り組みを推進する。	75. COC+担当学長補佐及びコーディネーターを中心に琉球大学と連携しながら COC+事業を推進する。 76. COC+事業で各自治体と締結した協定書に基づいて、地域の課題解決や事業目標の達成に向けて、各自治体と連携を図りながら推進する。 77. COC+事業の取組み及び実施状況について、定期的に会議を開催し、情報の共有化を図る。また、学内教職員に情報を発信し、COC+への積極的な参画を促す。

■中期計画において達成すべき数値目標等

【数値目標等】

- COC+事業については、北部 12 市町村との連携拡大を目指す。
平成 31 年終了時 12 市町村 1 事業以上（平成 27 年度 2 村）
- 図書館利用率の向上
 - 学外者図書貸出数（年間）・・・2,000 冊以上（平成 30 年度）
 - レファレンスコーナーの利用状況・・・1,000 人（平成 30 年度）
 - 全てのデータベースのアクセス数・・・65,000 件を維持
- エクステンションセンターにおいて、観光外国語講座（英語・中国語・韓国語）を提供し、修了書を発行する。（平成 28 年度）
- エクステンションセンターにおいて、観光ガイド養成講座を開設する。（平成 29 年度）

【用語解説】

※1 COC+：

文部科学省では、平成 27 年度から、大学が地方公共団体や企業等と協働して、学生にとって魅力ある就職先の創出をするとともに、その地域が求める人材を養成するために必要な教育カリキュラムの改革を断行する大学の取組を支援することで、地方創生の中心となる「ひと」の地方への集積を目的として実施される「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業」である。（文部科学省事業で平成 27 年度より実施）

中期計画 (平成 28 年度から平成 33 年度)		平成 30 年度計画
4 国際化に関する目標を達成するための措置		
39	海外の大学等との交流等を通して、教育研究活動の国際化に対応できる教員及び職員の能力開発を行う。	78. 協定大学を中心とした海外の大学等との国際学術シンポジウムや共同研究を通して、教育研究活動の国際化に対応できる教員の能力開発を行う。 79. 協定大学を中心とした海外の大学等への訪問、語学研修及び相互コミュニケーションを通して、国際交流の発展に対応できる職員の能力開発を行う。
40	大学環境を国際化するために正規の外国人留学生の定員を充足するとともに、外国人留学生の学生支援、キャリア支援を充実させる。	80. 【再掲 N025】外国人留学生の入学定員を充たすための広報を継続しつつ、アドミッションポリシー、海外短期留学生の受け入れ状況、留学生センター（施設）の利用状況等を踏まえ、外国人留学生の入学定員について見直しの検討を行う。 81. 外国人留学生に対する学生支援をより充実させる。 82. キャリア支援課と共に、琉球大学と提携し、外国人留学生に対する就職支援をより充実させる。
41	外国人交換留学生や外国人研修生を対象とした教育カリキュラムおよび学生支援を行う体制を全学的に整備する。	83. 外国人留学生や外国人研修生を対象とした教育カリキュラム（日本語教育）を整備する。また、大学コンソーシアム沖縄と連携し、日本語教育の充実について検討する。
42	日本人学生対象の海外留学プログラムを評価した上で、事前学習プログラム、事後学習プログラム、留学経験者活用プログラムを開発・実施する。	84. 前年度に実施された日本人学生対象の海外留学プログラムを評価する。 85. 留学前「事前学習プログラム」及び留学後の「フィードバック・プログラム」を充実させる。また、留学プログラムの安全な運営を実施する。
43	英語で行う教育カリキュラムや ICT を用いて海外の大学等と交流できる教育カリキュラムを構築する。	86. 平成 31 年度までに英語で提供可能な授業科目に関するカリキュラムの構築を推進する。 87. 平成 31 年度までに海外の大学等と ICT を用いた交流ができる教育カリキュラムの構築をさらに推進する。

■中期計画において達成すべき数値目標等

【数値目標】

1. 授業料相互免除を基本とした海外協定締結校を拡大する。
2. 留学生等に対応するため、学科を横断した外国語特別カリキュラムを可能な限り構築・実施する。(平成 30 年度)

中期計画 (平成 28 年度から平成 33 年度)		平成 30 年度計画
Ⅱ. 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置		
1. 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置		
44	理事長を中心とした法人経営の実施、学長を中心とした教育研究活動の充実を図るため、理事長と学長の権限と責任を明確化し、理事会、両審議会等を的確・適正に運用する。	88. 理事会、経営審議会及び教育研究審議会を開催し、的確・適正に運用する。また、法人の経営に教育研究部門の意向を適切に反映させ、経営と教学が円滑で一体的な合意形成が図れるようにする。
45	学外の有識者や専門家を委員等に任用し、学外の専門的な知見を大学運営に積極的に活用する。	89. 理事会、経営審議会、学長選考会議、業績評価委員会、職員人事調整委員会、教育研究外部評価委員会等においては、多様な分野で活躍している学外の有識者や専門家を大学運営に積極的に活用する。
46	円滑な大学運営をするために、設立団体や地域の関係団体とのコミュニケーションを強化する。	90. 設立団体及び北部 12 市町村と、よりコミュニケーションを密にし、地域課題の取り組みを連携して推進する。 91. 円滑な大学運営を推進するため、引き続き設立団体に職員を派遣する。
2. 業務運営等の見直しに関する目標を達成するための措置		
47	大学を取り巻く環境の変化等に的確に対応していくため、定期的に組織の機能を点検しながら効率的・効果的な組織体制を構築していく。	92. 社会の要求に対応するため必要に応じ、教育研究組織及び事務組織の点検を行う。
48	業務内容を点検し、事務の簡素化・廃止のほか、業務委託の活用や情報システムの新規導入・機能強化を図るなど業務改善に努める。	93. 業務運営の効率化を図る方策として、部課長会議等の一部会議をペーパーレス化する。その他の業務についても、事務の電算化や業務委託等の導入等、引き続き見直しを行う。
49	ICT 管理・運用体制を強化するため、メディアネットワークセンターに専任職員及び運用保守支援業者を配置する。	94. メディアネットワークセンターを強化し、安定した ICT 管理・運用を行う。また、メディアネットワークセンター専任職員の配置について検討する。
3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置		
50	教育研究の活性化と優れた教育力や研究力に優れた教員を得るため、教員選考は原則公募制とし、教育効果及び研究の活性化の向上に努める。	95. 優れた教員を確保するため、採用人事については原則公募制を徹底する。
51	事務職員については、専任教員数の 60%から 80%以内の事務職員数とし、教育・研究の支援、大学運営が円滑にできる組織体制、人員配置とする。	96. 平成 30 年度末に定年退職者が出ることから、公募による均衡の取れた採用人事を行う。また、事務組織体制についても大学運営の効率化の観点から検討を行う。

52	外部人材を活用するなど、安定的な業務の継続・継承を図る。	97. 「構内整備技術補助業務」、「学内ネットワーク・システム保守等の運用業務」、「屋内プール管理業務」、「図書館委託業務」、「公用車運転委託業務」について、外部リソースを積極的に活用する。
53	優秀な人材の確保とその育成を常に志向し、時代に応じた人事制度となるように、不断の見直し及び改善に努める。	98. 優秀な教員を確保するため、適切な時期に公募を開始できるように努める。
4 教職員の適正配置と資質向上に関する目標を達成するための措置		
54	教育課程の編成、教育分野(専門分野)のバランス、新規プロジェクト発足、事務組織改編・改組などにおいて評価・検討し、全学的な観点から教職員の適正配置(人事異動)を行う。	99. 教育課程の編成、教育分野のバランス、事務組織等の改編・改組について、継続して見直し及び点検を行う。
55	事務職員の専門性の向上、学生支援の強化等に向けたSD※1の取組など、大学職員に求められる能力開発を推進する。また、他大学法人等との研修交流や教員との協働によるFD・SDの合同研修を積極的に推進する。	100. 沖縄県公立大学事務研究会及び県外で開催予定の8大学運営事務研究会に積極的に職員を派遣する。また、全教職員の資質向上に向けたFD・SD研修を実施するとともに、その見直しも行っていく。 101. 大学運営のリーダーとなる職員を育成するために、引き続き、SD研修の一環として公立大学協会へ事務職員を派遣する。

■中期計画において達成すべき数値目標等

【数値目標等】

1. 経常費用分の人件費比率65%未満(人件費/経常費用)(平成33年度)

【用語解説】

※1. SD(スタッフ・ディベロップメント):

事務職員や技術職員など職員を対象とした、管理運営や教育・研究支援までを含めた資質向上のための組織的な取組を指す。「スタッフ」に教員を含み、FDを包含する意味としてSDを用いる場合(イギリスの例)もあるが、ここでは、FDと区別し、職員の職能開発の活動に限定してSDの語を用いている。

中期計画 (平成 28 年度から平成 33 年度)		平成 30 年度計画
Ⅲ. 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置		
1 自己財源の確保及び経費の節減に関する目標を達成するための措置		
56	各種研究助成金等及び産官学連携による受託研究費・受託事業費等の外部資金獲得に努める。	102. COC+事業の推進、産官学連携による受託研究および、地方公共団体の職員研修受託事業およびその他受託事業の獲得に努める。 103. 【再掲No.57】 科研費申請率・採択率の向上をはかるため、基礎的な研究、共同研究をすすめる。
57	事業のスクラップアンドビルドを推進し、予算の配分・執行管理について適切及び効率的な措置を講ずる。	104. 委託業務事業並びにその他の事業について、業務内容が適切かつ効率的な内容となっているか見直しを行う。
2 資産活用に関する目標を達成するための措置		
58	法人が保有する資産については、効率的な管理を行うとともに、有償貸与を促進する。	105. 外部貸与が可能な施設について、継続的に広く開放し、広報を充実することによって、多様な利用が可能になるように対応を行う。

中期計画 (平成 28 年度から平成 33 年度)		平成 30 年度計画
IV. 自己点検、評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置		
1 自己点検・評価システムに関する目標を達成するための措置		
59	教育研究並びに組織運営について、不断の自己点検・評価により「優れている点」や「改善すべき点」などを評価し、改善・向上（将来計画）に努める。	106. 自己点検・評価及び設立団体からの評価結果に対し、担当部署が PDCA サイクルを推進するとともに、地方独立行政法人法第 27 条第 1 項（年度計画）の取り組み状況を常に管理し、計画の達成に努める。
60	教育研究外部評価委員会の評価の結果に対して迅速・適切に対応するとともに、業務運営に反映させる。	107. 教育研究外部評価委員会を開催し、学外有識者の評価及び意見をもとに、大学の教育研究活動等の改善を図る。
2 説明責任に関する目標を達成するための措置		
61	教育・研究の質を保証し、改革・改善に向けた PDCA サイクルを構築していくために、大学の現状や各種の情報収集・調査分析・検証を行う IR (Institutional Research) <small>(※1)</small> 室を設置し運用を始める。	108. IR 室を整備し、教員を新規採用する。また、IR 室の業務内容について、各部署と連携し具体的に定める。
62	ステークホルダー <small>(※2)</small> が本学の教育研究及び法人運営に関する情報を常に把握できるよう、ホームページや刊行物などを通じて、積極的に情報発信する。	109. 教育、研究、地域貢献の各種活動及び法人運営に関する情報について、ホームページや刊行物を活用して広く社会へ発信する。

■中期計画において達成すべき数値目標等

【数値目標等】

1. IR (Institutional Research) 室を設置する。(平成 29 年度)

【用語解説】

※1 IR (Institutional Research) :

教育、経営、財務情報を含む大学内部のさまざまなデータの入手や分析と管理、戦略計画の策定、大学の教育プログラムのレビューと点検など包括的な内容を意味する。

※2 ステークホルダー (利害関係者) :

高等教育分野においては、学生、保護者、入学志願者、産業界等の雇用者など、高等教育機関を取り巻く関係者を総称する用語として用いられる。

中期計画		平成 30 年度計画
(平成 28 年度から平成 33 年度)		
V. その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置		
1 安全管理に関する目標を達成するための措置		
63	リスクマネジメントを強化するため、各種研修会の開催、危機管理マニュアルの充実を図るとともに関連規定を見直し、教育研究環境を整備する。	<p>110. 快適な教育研究環境の実現に向け、継続的にリスクマネジメントに関する研修会を開催する。また、必要に応じ関連する規程等の見直しを行う。</p> <p>111. 労働安全衛生法等に依拠した教育研究環境の改善・充実を図る。(ワークライフバランスの改善、ノーマライゼーションの推進、ストレスチェックの実施など)</p> <p>112. 安全衛生管理委員会及び保健センターと連携を図り教職員の健康維持管理に十分に配慮し、職員の健康増進に努める。</p> <p>113. 災害時の避難訓練を継続的に行い、必要に応じ避難誘導図の点検及び見直しを行う。</p>
64	大学構内の安全を確保するため、入構・入退室管理の実施に向けて検討する。	114. 構内の安全確保及びセキュリティ強化に向けた入構・入退室管理システムの導入について、施設整備検討委員会で検討を進める。
2 施設及び整備に関する目標を達成するための措置		
65	長期的展望に立った施設・設備計画を策定し、講義棟などの老朽施設について計画的に点検及び整備・改修を行う。	115. 長期的展望に立った施設・設備計画を見直すとともに、施設(建築・設備)の定期検査を実施し、老朽化した施設等について改修・修繕を行う。
66	高額備品等の調達や施設整備にあたっては、財政負担に配慮し、教育研究環境の整備を計画的に推進する。	<p>116. 図書館増改築及び研究室増設工事を行う。</p> <p>117. 北部生涯学習推進センター北側の駐車場整備を行う。</p>
67	周辺環境と調和した緑豊かなキャンパス空間を整備する。また、環境負荷の低減・抑制及び維持管理コスト削減の観点から、効果的な省エネルギー対策を推進する。	<p>118. テニスコート西側の斜面の緑化を行うとともに、引き続き構内の緑化整備を行う。</p> <p>119. 構内電力調査結果に基づき、不良個所を随時改修して行く。</p>
68	情報セキュリティ管理を行うとともに、効率的な教育環境及び学生の自主的な学習活動を支援するため、学内ネットワークや基幹システム等の ICT 環境の整備(管理・運用・更改)を行う。	120. 情報セキュリティ管理を行うとともに、効率的な教育環境及び学生の自主的な学習環境の運用・改善を支援する。

VI. 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算（平成30年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	1,798
授業料等収入	1,237
受託研究等収入及び寄附金	36
補助金収入	18
その他収入	26
目的積立金取崩	126
前中期目標期間繰越積立金取崩	21
施設整備費補助金	1,080
計	4,342

区 分	金 額
支出	
教育研究経費	956
人件費	1,681
一般管理費	478
施設整備費	1,227
計	4,342

2 収支計画（平成30年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
費用の部	3,146
経常費用	3,146
業務費	2,512
教育研究経費	821
人件費	1,691
一般管理費	373
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	261
収入の部	3,146
経常収益	3,146
運営費交付金収益	1,693
授業料等収益	1,114
寄附金等収益	36
補助金等収益	18
財務収益	1
雑益	25
資産見返運営費交付金等戻入	195
資産見返寄附金戻入	63
資産見返補助金戻入	1
純利益	0
総利益	0

3 資金計画（平成30年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	6,376
業務活動による支出	2,876
投資活動による支出	2,736
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	764
資金収入	6,376
業務活動による収入	3,107
運営費交付金収入	1,798
授業料等収入	1,237
寄附金等収入	36
補助金等収入	18
その他収入	18
投資活動による収入	2,505
財務活動による収入	0
前年度繰越金	764

Ⅶ 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額5億円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れする。

Ⅷ 重要な財産を譲渡し、又は担保にしようとするときはその計画

なし。

Ⅸ 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び施設整備に充てることを基本とする。

Ⅹ 積立金の使途

前中期目標期間繰越積立金は、教育研究の質の向上及び施設整備に充てることを基本とする。

